

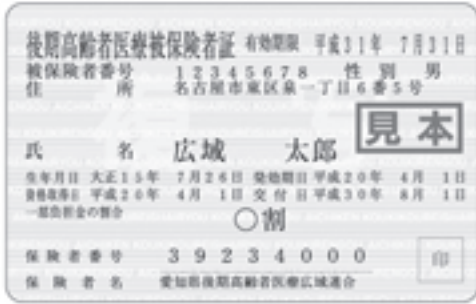
7月中旬から下旬に新しい保険証を発送します。

後期高齢者医療制度

●保険証の更新

現在お持ちの保険証（後期高齢者医療被保険者証）の有効期限は、7月31日です。新しい保険証は、7月中旬から下旬に簡易書留郵便で発送します。

※8月1日以降に医療機関などを受診する際は、必ず新しい保険証を提示してください。



▼配達時に不在だった場合

郵便受けに案内（不在届連絡票）が入ります。郵便局の支店へ再配達依頼をするか、郵便局の支店で直接受け取ってください。

●保険料の決定

平成29年中の所得などに基づき計算した「平成30年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬に対象者全員に送付します。

▼保険料の計算方法

保険料は、後期高齢者医療制度加入者全員が均等に負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。

（表1）

負担割合が3割と判定された人のうち、一定の要件

（表2）に該当する人は、申請すれば、申請月の翌月から負担割合が1割になります。

※自分の負担割合が1割に該当しても、3割に該当する人が同じ世帯内にいる場合は、同じ負担割合（3割）となります。

一定の要件（表3）

に該当する人は、保険料が軽減されます。

なお、1人あたりの年間保険料上限額は**62万円**です。

年間保険料額＝均等割額4万5,379円＋所得割額（平成29年中の所得金額133万円）×0.0876

高額療養費制度が変わります

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人

●平成30年8月から70歳以上の人の高額療養費制度が改正されます

70歳以上の人の高額療養費の自己負担限度額が、平成30年8月診療分から左の表のとおり変更されます。



左の表のうち

※1 70歳以上の人の収入により適用区分が一般になる場合があります。詳しくは、お問合せください。

※2 過去12カ月以内に自己負担限度額を超えた月が4回以上ある。

※3 世帯内で同じ保険制度に加入している人に適用されます。

■問い合わせ 保険医療課

国保年金係(国民健康保険制度) ☎ 0561 (56) 0738

医療係(後期高齢者医療制度) ☎ 0561 (56) 0739

表2 自己負担割合の再判定

3割負担と判定されても、平成29年中の収入などが以下のいずれかに該当する場合は、「基準収入額適用申請書」の提出により1割負担になります。

要件
世帯内の後期高齢者医療制度加入者が1人のみで、かつその人の収入額が383万円未満
世帯内の後期高齢者医療制度加入者が1人のみで、かつ同じ世帯内に70歳～74歳の人 がいて、後期高齢者医療制度加入者と70歳～74歳の人の収入額の合計が520万円未満
世帯内の後期高齢者医療制度加入者が2人以上で、かつ後期高齢者医療制度加入者全員の収入額の合計が520万円未満

表1 医療機関で支払う自己負担割合の判定基準

要件	割合
世帯内に平成30年度町県民税（住民税）の課税標準額が145万円以上である後期高齢者医療制度加入者がいない	1割
世帯内に昭和20年1月2日以降生まれの後期高齢者医療制度加入者がいて、かつ世帯内の後期高齢者医療制度加入者全員の旧ただし書所得（総所得金額から33万円を控除した額）の合計が210万円以下	
上記以外	3割

表3 所得の低い世帯の保険料軽減

平成29年中の所得などが以下の要件に該当する場合は、保険料が軽減されます。

要件	軽減措置		
	均等割額	所得割額	
世帯主とその世帯にいる後期高齢者医療制度加入者全員の所得の合計が33万円	以下で、後期高齢者医療制度加入者全員の年金収入が80万円以下（その他の所得がない）	9割軽減	—
	以下の世帯で9割軽減に該当しない	8.5割軽減	—
	を超過、33万円+（27.5万円×世帯内の後期高齢者医療制度加入者数）以下	5割軽減	—
	を超過、33万円+（50万円×世帯内の後期高齢者医療制度加入者数）以下	2割軽減	—
後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社などの健康保険の被扶養者だった		5割軽減	課せられず

自己負担限度額（月額）

◆平成30年7月診療分まで

適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと) ※3
現役並み	690万円以上の人	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (※2の場合 44,400円)
	380万円以上の人		
	145万円以上の人		
一般	145万円未満の人 (※1)	14,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 (※2の場合 44,400円)
	住民税非課税		
	区分Ⅱ（区分Ⅰに該当しない人）	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ（世帯全員の所得が0円の場合など）		15,000円

◆平成30年8月診療分から

外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと) ※3
252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1% (※2の場合 140,100円)	
167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1% (※2の場合 93,000円)	
80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1% (※2の場合 44,400円)	
18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 (※2の場合 44,400円)
8,000円	24,600円
	15,000円